

議第 15 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線の認定をする。

市 道 路 線 認 定 調 書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	幸原町二丁目 3 号線	三島市幸原町二丁目 42 - 1		—	77.40
		三島市幸原町二丁目 13 - 5			
②	富士見台 33 号線	三島市富士見台 6 - 21		—	98.26
		三島市富士見台 6 - 38			
③	徳倉一丁目 24 号 線	三島市徳倉一丁目 1096 - 4		—	177.67
		三島市徳倉一丁目 1097 - 7			
④	文教町一丁目 8 号線	三島市文教町一丁目 2745 - 14		—	69.13
		三島市文教町一丁目 2749 - 6			

平成 29 年 2 月 21 日提出

三島市長 豊岡 武士